

臨時特例つなぎ資金のごあんない

臨時特例つなぎ資金とは・・・

離職者を支援するための公的給付制度又は公的貸付制度を申請している住居のない離職者に対して、当該給付金又は貸付金の交付を受けるまでの当面の生活費を貸し付けることにより、その自立を支援することを目的とする資金です。

◎貸付対象者の条件

次の条件のすべてに該当する場合に貸付対象となります。

- (1) 住居のない離職者であること
- (2) 離職者を支援する公的給付制度又は公的貸付制度の申請が受理されている者であり、かつ当該給付開始又は貸付開始までの生活に困窮していること
- (3) 貸付を受けようとする者の名義の金融機関口座を有していること

公的給付制度とは？	・ハローワークによる「失業等給付」「訓練・生活支援給付」等 ・市町村（福祉事務所）による「生活保護」「住宅手当」
公的貸付制度とは？	・ハローワークによる「就職安定資金融資」 ・社会福祉協議会による「生活福祉資金（総合支援資金）」

◎貸付内容

貸付限度額	10万円以内	※限度額の範囲内で必要な金額のみの貸付となります
貸付利子	無利子	※延滞利子もなし
連帯保証人	不要	

借り入れの手続き

資金の借り入れを希望される方は、現在居住している又は今後居住する予定の市町村社会福祉協議会（「市町村社協」）までご相談・お申し込みください。

借り入れの申請に当たっては「臨時特例つなぎ資金借入申込書」（市町村社協窓口にて配付）に必要事項を記入のうえ、下記の書類を添付して市町村社協へ提出してください。

市町村社協は債権者である千葉県社会福祉協議会（「県社協」）へ借入申込書等を送付し、県社協で審査のうえ貸付の可否を決定します。決定になった場合は申込者名義の通帳へ送金します。

《申請に必要な書類》

- 公的給付制度又は公的貸付制度の申請が受理されていることを証明する書類（裏面参照）
- 借入申込者名義の預金通帳のコピー（表紙及び1ページ目）
- 借用書

◆返済について◆

申請していた公的給付又は公的貸付が決定し、当該給付金又は貸付金の交付を受けた時から1か月以内に全額一括返済していただきます。

- ※1. あくまでも次の公的給付又は公的貸付が受けられるまでの「つなぎ資金」であるため、各種給付又は貸付が受けられた際に「一括返済」していただきます。
- ※2. 一括返済によりがたい事情がある場合のみ、1年以内での月賦返済が認められる場合があります。

☆留意事項☆

- ・申請受理後、貸付審査から送金（着金）まで数日要します。即日対応できる資金ではありません。

公的制度の申請手続きにより必要な添付書類

1 公的給付制度又は公的貸付制度の申請が受理されていることを証明する書類

- 雇用保険…「受給資格者証」または「安定所の受理印のある離職票1及び2の写し」
- 就職安定資金…「就職安定資金融資手続き状況証明書（写）」
- 就職安定資金（長期失業者分）…「長期失業者支援事業利用申込書（写）」「住居喪失状況申立書（長期失業者分）（写）」及び「就職安定資金融資（長期失業者分）手続き状況証明書（写）」のすべて
- 就職活動困難者支援事業…「離職・住居喪失証明書（写）」「住居喪失状況申立書（写）」及び「就職活動困難者支援事業利用申込書（写）」
- 訓練・生活支援給付…「訓練・生活支援給付受給資格認定通知書（写）」
- 住宅手当…「住宅手当支給申請書」
- 生活保護…「生活保護申請書（写）」
- その他（社会福祉協議会が提出を求めたもの）

2 住宅手当と総合支援資金（生活支援費）を併用する場合

- 「住宅手当支給申請書」「臨時特例つなぎ資金の貸付金償還方法に係る同意書」及び「生活福祉資金（総合支援資金）借入申込書（写）」

【ご相談・お申込み窓口】

現在居住している又は今後居住する予定の市町村社会福祉協議会

【お問い合わせ先】

千葉県社会福祉協議会 地域福祉推進部 福祉資金班 電話043-245-1551(直通)